

# 「認知症家族の事故に 保険で備える」 損害賠償や事故をリスクヘッジ

認知症患者数の増加に伴い、関連する事故や事件が頻発。患者家族には介護の労苦に加え、「損害賠償」という重荷ものしかかっている。

厚生労働省研究班の調査によれば、65歳以上の認知症高齢者数は、2012年時点で約462万人。健常者と認知症との境界にあるMCI（軽度認知障害）の400万人と合わせると、65歳以上の4人に1人が認知症およびその予備軍と推計されている。

「高齢化の進展に伴い、今後認知症患者数も増加の一



川崎幸クリニックの  
杉山孝博院長

部代表を務める川崎幸クリニックの杉山孝博院長だ。認知症は、記憶力や判断力、推理力、学習能力などの知的機能が低下することで社会生活が困難になる病気の総称だ。その症状は、認知症患者なら誰もが抱える中核症状と、患者によってそれぞれあらわれ方が異なる行動・心理症状（BPSD）に大別される。

中核症状には、直前の出来事を忘れてしまう記憶障害や、日時や場所の感覚がなくなる見当識障害、言葉

が理解できなくなる失語などがあり、BPSDとしては、介護家族が特に難渋する徘徊や、暴力・暴言、妄想、幻覚、抑うつなどがあげられる。

「認知症患者は知力の衰えから、悪徳商法や詐欺などの被害者となりがちです。その一方で、突然怒り出して周囲の人に殴りかかったり（傷害）、万引きなどの窃盗、器物損壊などの加害



高齢者の4人に1人が認知症とその予備軍

者にもなり得ます。介護家族がその監督責任を問われて、損害賠償を求められることがあります」と、杉山院長は警鐘を鳴らす。

07年には、徘徊中に列車に轢かれ死亡した認知症男

性の家族に対して、鉄道会社が、振替輸送費や人件費などの損害賠償として、720万円もの金額を請求する事案が起こっている。裁判所は、1審で鉄道会社の言い分を認めて妻と長男に約720万円の支払いを、続く2審では、離れて暮らす長男の監督責任分を免じるなど諸般の事情を考慮して、およそ半分となる約360万円の支払いを命じた。そして大きな注目を集めた16年3月の最高裁判決では、患者家族の賠償責任を認めず、鉄道会社側の逆転敗訴が確定している。

このため両者ともに監督責任を問えないものと判断されたようだ、と説明する。「家族や同居人に十分介護を行う体力があり、日常生活で患者さんと密な関係を築いていた場合などは賠償責任が認められることもあり得ます」と田中弁護士。

つまり、あくまでケースバイケース、考えようによれば、一生懸命愛情を持ってこまやかに患者の介護をしている家族の方が賠償責任を負う可能性が高くなりかねないことになる。

## 介護者の経済的な負担を軽減

この鉄道事故では老老介護の問題とも相まって、患者家族側への同情的な意見が多く聞かれた。「ですが同時に、被害にあった側のことも考えないといけない」と田中弁護士。「たとえば、いきなり路上で押し倒されて重症を負った、あるいは見知らぬ人に大切なものを壊された、といった事件に遭遇した場合、加害者がたまたま認知症患者だったからといって、被害者側が何の補償も受けられないのは大変な悲劇です」

は、日常生活の中で法律上の賠償責任を負った際の損害を補償する個人賠償責任保険がある。認知症患者を抱える家族は、こうした保険で、あらかじめリスクヘッジをしたいところだが、保険商品によっては、約款中に「被保険者の心神喪失に起因する賠償責任」を掲げており、認知症患者による加害事故を保険支払いの対象に含めていないものもある。個人賠償責任保険に加入したからといって安心はできないのだ。

こうした場合、8月1日、認知症患者が起こした損害賠償に対応する個人賠償責任保険「リボン認知症保険」（販売・リボン少額短期保険株式会社、問：www.ribbon.com）の販売がスタートした。同保険には、年間1万9800円の保険料で500万円分の損害賠償が補償されるプランと、年間保険料2万4800円で1000万円まで補償されるプランが用意されていて、いずれも、認知症患者が他人を傷つけたり、他人の物を損壊したり、または先の鉄道路線に侵入して電車を遅延させるなどした場合の賠償責任を補償してくれる。加入時に認知症との診断書がなくても大丈夫なので、たとえば認知症の前駆状態

あるMCIの人が、後々の家族のことを慮って申し込みをすることができると。田中弁護士は、「監督責任が認められて賠償を余儀なくされたとき、こうした保険に入っていれば、加害側はもちろん、被害側をも守ってくれる」と語る。

政府は15年から、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、認知症理解の普及・啓発や介護者支援などに取り組み始めている。杉山院長は、「認知症は社会全体の問題。損害賠償についても、公的補償制度の導入が理想的です」と言うが、実現への道のりはまだ遠く、まずは個人が自衛の策を講じた方がよい。認知症患者の家族側は、損害賠償の不安を少しでもやわらげ、安心して愛する人の介護ができるよう、保険商品の検討を始めたいかがだろうか。

「最高裁判決によって、認知症家族には一切賠償責任が発生しないものと誤解してはいけません」と強調するのは、主に損害賠償を専門とする田中広太郎弁護士だ。同事件では、妻が高齢で要介護認定も受けており、別に暮らす息子も父親との接触機会が多くなかった。

品川国際法律事務所  
の田中広太郎弁護士



品川国際法律事務所  
の田中広太郎弁護士

品川国際法律事務所  
の田中広太郎弁護士

品川国際法律事務所  
の田中広太郎弁護士